

住むなら！しちのへ！

## 令和3年度 七戸町結婚新生活支援事業

新しく結婚した世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る引越費用、住宅取得費用、住宅賃借費用の補助を行います。



補助金額	上限額 <b>30万円</b>
------	-----------------

○補助内容

区分	区分ごとの上限額	対象となる経費	対象とならない経費
引越費用	<b>30万円</b>	引越業者又は運送業者へ支払った経費	レンタカーを借りた経費 知人等に支払った御礼等の経費
住宅取得費用	<b>30万円</b> 新築の場合は実負担額の3%以内	住宅の購入費	土地の購入費
住宅賃借費用	1世帯当たり2万円を 超えた部分の <b>2万円/月</b> (※1)	敷金、礼金、仲介手数料、家賃	管理費・共益費・駐車場使用料・ 光熱水費・火災保険料等

(※1) 月額5万円のアパートに住んでいて、勤め先から5千円の住宅手当を受給する場合…

月額家賃5万円－住宅手当5千円－最低自己負担額2万円＝2万5千円 → 月額2万円を補助。

さらに…

**七戸町ヤングファミリー定住支援事業**や**七戸町定住促進新築住宅建設支援事業**の対象にもなる場合は、事業を組み合わせることにより、さらに補助金を受け取ることができますので、ご相談ください。

### 交付要件について

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

#### 支給対象世帯

- 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に、婚姻届を提出し受理された新婚世帯。
- 申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 新婚夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること。  
(夫婦の双方又は一方が離職し申請時において無職の場合、又は奨学金の返済を現に行っている場合は別途計算)
- 七戸町に2年以上継続して定住する意思があること。
- 町内会・常会に加入していること。
- 申請者及び世帯員全員に、市町村税及びその他の納付金の滞納がないこと。
- 過去に七戸町及び他市町村で同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと。

## 申請・請求について

交付申請、補助金請求時に必要となる書類は以下のとおりです。

### 1. 交付申請時に提出する書類

#### 共通書類

- (1)結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)夫及び妻の記載のある戸籍謄本、若しくは戸籍の全部事項証明書の写し
- (3)世帯全員の住民票の写し ※個人番号の記載がないもの、前住所記載のもの
- (4)夫と妻の所得証明書の写し ※申請月がR3.4~5の方…令和元年、申請月がR3.6~の方…令和2年
- (5)夫と妻の市町村税納税証明書の写し（全税・世帯全員分）
- (6)離職を証する書類の写し ※離職した場合のみ
- (7)貸与型奨学金に係る返済額がわかる書類の写し ※奨学金を借りている場合のみ
- (8)居住誓約書（様式第3号）
- (9)町内会・常会加入証明書（様式第4号）

#### 引越費用が該当となる場合

- (1)引越しに係る領収書の写し

#### 住宅取得費用が該当となる場合

- (1)新築住宅の登記事項証明書の写し
- (2)住宅の建設を証する書類の写し
  - ①新築住宅の建築工事契約書又は売買契約書の写し
  - ②建築工事の場合は、工事費内訳書の写し…補助対象経費を確認できるもの  
※変更契約をしたときは、変更後の①②の書類も併せて添付してください。
- (3)(2)の対象経費に対して支払った金額がわかる領収書の写し

#### 住宅賃借費用が該当となる場合

- (1)賃貸契約書の写し
- (2)(1)の対象経費に対して支払った金額がわかる領収書の写し
- (3)勤務先からの住宅手当受給証明（様式第2号）

### 2. 補助金請求時に提出する書類

- (1)結婚新生活支援事業費補助金請求書兼実績報告書
- (2)振込先の通帳の写し（店番、口座番号、口座名義が記載されている部分）



☆ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください ☆

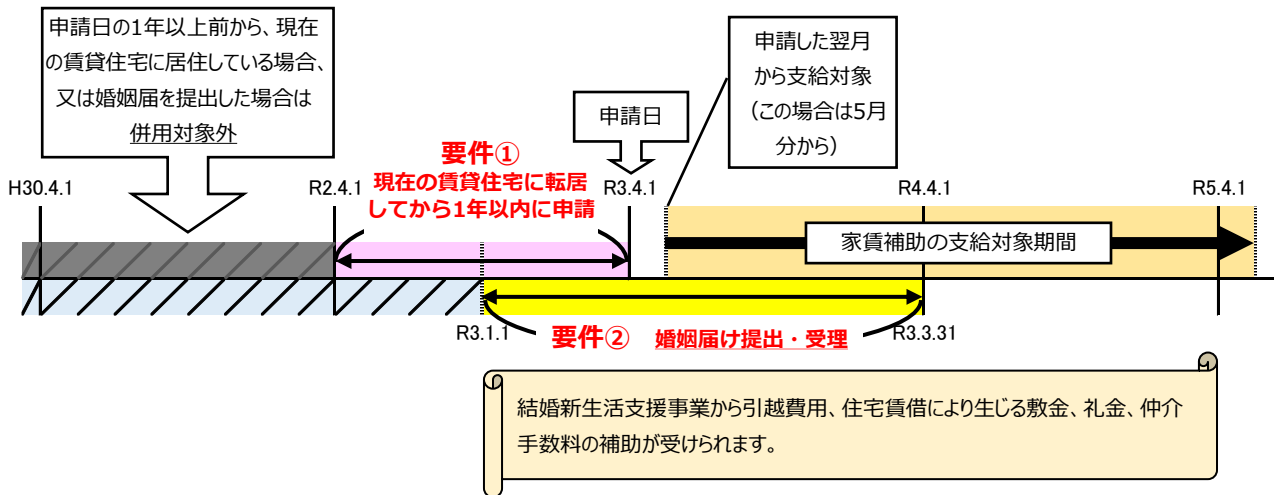
問合せ先：七戸町役場 企画調整課 TEL：0176-68-2940 FAX：0176-68-2804

## Q：ヤングファミリー定住支援事業と併用できる世帯とは？

ヤングファミリー定住支援事業と結婚新生活支援事業を併用できる世帯の基準は以下のとおりです。

- ①ヤングファミリー定住支援事業の対象者要件を満たす世帯。
- ②上記①のうち令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に、婚姻届けを受理され、同一世帯になった夫婦。（夫婦ともに39歳以下、世帯の所得が400万円未満等の要件あり。）

**※結婚新生活事業は国の交付金を活用して実施する事業のため、補助対象者数に上限があります。  
申請順での受付となりますので、該当する方は、お早めにご相談ください。**



### 補助金の対象となる経費の順序 ①引越費用 → ②敷金・礼金等 → ③毎月の家賃

区分	例1		例2		例3	
	実負担額	補助額	実負担額	補助額	実負担額	補助額
引越費用	20万円	20万円	0円	0円	0円	0円
敷金・礼金等	16万円	10万円	16万円	16万円	4万円	4万円
毎月の家賃	5万円/月×11月	ヤングファミリー定住支援事業で補助	5万円/月×11月	14万円＝ 2万円/月×7月 ※ヤングファミリー定住支援事業で補助	5万円/月×11月	22万円＝ 2万円/月×11月
計	90万円	30万円	71万円	30万円	59万円	26万円

※七戸町結婚新生活支援事業で対象とできる家賃は、令和3年4月から令和3年2月分までとなります。

※家賃補助はヤングファミリー定住支援事業と合わせて最長24か月の補助を受けられます。

結婚新生活支援事業の支給期間が満了時に、ヤングファミリー定住支援事業の申請をお願いします。



## Q：定住促進新築住宅建設支援事業と併用できる世帯とは？

定住促進新築住宅建設支援事業と結婚新生活支援事業を併用できる世帯の基準は以下のとおりです。

- ①定住促進新築住宅建設支援事業の対象者要件を満たす世帯。
- ②上記①のうち令和3年1月1日から令和4年2月28日までの期間に、婚姻届けを受理され、同一世帯になった夫婦。（夫婦ともに39歳以下、世帯の所得が400万円未満等の要件あり。）

**※結婚新生活事業は国の交付金を活用して実施する事業のため、補助対象者数に上限があります。  
申請順での受付となりますので、該当する方は、お早めにご相談ください。**

### 補助金の対象となる経費の順序

- ①引越費用
- ②定住促進新築住宅建設支援事業で対象外経費のうち土地購入費・住宅ローン手数料を除いた経費
- ③定住促進新築住宅建設支援事業で該当となる居宅本体工事費

例) 夫婦ともに39歳以下、世帯の所得が400万円未満等の要件に該当する場合

経費① 引越費用 (20万円)

経費② 定住促進新築住宅建設支援事業で該当とならない経費のうち  
土地購入費・住宅ローン手数料を除いた経費 (500万円)

経費③ 定住促進新築住宅建設支援事業で該当となる居宅本体工事費 (2,000万円)

区 分	例 1		例 2	
	実負担額	補助額	実負担額	補助額
引越費用	20万円	20万円	0円	0円
定住促進新築住宅建設支援事業で 対象外経費のうち土地購入費・住 宅ローン手数料を除いた経費	500万円	実負担額の 3%以内補助 10万円	300万円	実負担額の 3%以内補助 9万円
定住促進新築住宅建設支援 事業で該当となる居宅本体 工事費	2,000万円	定住促進新築住宅 建設支援事業 で補助	1,700万円	実負担額の 3%以内補助 21万円
計	2,520万円	30万円	2,000万円	30万円

※居宅本体工事費は定住促進新築住宅建設支援事業と合わせて最大50万円（若者世帯の場合は10万円加算）の補助を受けられますので、定住促進新築住宅建設支援事業の申請をお願いします。

## 交付申請に対し、報告や現況調査を求める場合があります

補助金の交付申請に対し、交付要件を満たしているかどうかの調査を行う場合があります。

具体的には、確認書類の提出の依頼、町税等の滞納有無の照会、現地確認等です。

☆ご理解とご協力をお願いいたします。

七戸町で実施している移住・定住に関連した支援制度が紹介されておりますので、是非ご覧ください。



にじのフモトで  
ナナイロぐらし

虹を見つけた時のような、幸せな時間をしちのへ町で。  
At the Foot of the Rainbow ~ SHICHINOHE LIFE ~

